



保険証が変わったときは届出を

市民生活課国保・年金係 ☎75-4973

新しい健康保険に加入した日または、うきは市から転出したときから、うきは市の国民健康保険証は使用できません。

①市役所に届け出をしてください

国民健康保険は、新しい保険に加入されても、自動的に脱退することはありません。必ず、市役所の窓口に変更（社会保険等加入）の届けを出してください。

国民健康保険証は市役所にお返しく下さい。
※職場の健康保険に加入した場合の届け出には、「新しい保険証」が必要です。（新しい健康保険に加入された方全員分）

③新しい保険証ができるまでの期間に、国民健康保険証は使えません。

新しい保険加入の手続き後、保険証が手元に届くまでの期間に、国民健康保険証を使って医療機関を受診される方がいらっしゃいますが、国民健康保険証が使用できるのは、「新しい保険証が手元に届いた日」ではなく、「資格取得日の前日まで」となります。

健康保険によっては、正式な保険証ができるまでの間「資格証明書」を発行できますので、医療機関を利用する方は、職場で健康保険に加入される時に、そのことをご確認ください。



②月の途中で保険証が変わったときは、医療機関に提示してください。

医療機関（病院等）は、通常月に一度しか保険証の提示を求めません。

新しい保険証ができた場合は、必ず自分から新しい保険証を提示してください。

④間違って国民健康保険証を使用した場合

例: 4月1日から職場の健康保険に加入手続きした方が、新しい保険証が手元にないので、誤って4月中に国民健康保険証を使用してしまった場合。

本来は、国民健康保険証は3月31日までしか使用できませんが、医療機関は新しい保険に加入したことがわからず、国民健康保険に医療費を請求してしまいます。

そういう場合は、まず受診した医療機関に新しい保険証を提示するか、新しい保険に加入したことを説明して下さい。医療機関の了承がもらえれば、新しい保険の方へ、正しく請求が行われます。

ただし、場合によっては請求先の変更ができないことがあります。

その場合、国民健康保険が支払った医療費を返還いただきます。返還いただいた医療費は、受診から2年以内であれば新しく加入した保険に請求できます。

図書館協議会委員の公募について

生涯学習課図書館 ☎77-3050

うきは市立図書館の設置及び管理に関する条例に基づく

図書館協議会委員 2名

■任期：2年間 令和5年4月1日～令和7年3月31日

■報酬：市の規定による委員報酬

■応募資格 学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う方並びに学識経験のある方

■応募期限 3月31日（水）必着

■応募方法 応募用紙に必要事項を記入し、うきは市立図書館まで持参または郵送してください。（用紙は図書館、るり色ふるさと館に設置。市ホームページからもダウンロード可）

